授業料免除について

1 授業料の免除対象となる者

- (1) 学資負担者(原則として同一世帯の父母)が生活保護法に規定する被保護者となった場合
- (2) 成績評価において累積 GPAの値が 2. 00以上である者で、かつ学資負担者(原則として同一世帯の父母)が、① \sim ③ に該当する者
 - ① (1) の被保護者に準ずる程度に困窮している場合(市町村民税所得割額2万円以下のもの)
 - ②6ヶ月以上の疾病、生業の不振又は失業のため、(1)の被保護者に準ずる程度に生計が著し く不良となった場合
 - ③申請期日から6カ月以内の災害(震災、風水害、火災等)により家屋が全壊又は半壊、全焼 又は半焼した場合
- (3) 外国人留学生であって、成績評価において累積GPAの値が2.00以上である者で、経済的理由により授業料の納付が困難である場合(※学力基準のみ平成30年度前期授業料は適用外)

2 免除額

- 上記 (1) に該当するとき……全額 (前期 267,900 円) または半額 (前期 133,950 円)
- →成績評価において累積GPAの値が2.00以上の場合は全額となります。
- 上記(2) または(3) に該当するとき……半額(前期 133,950円)

3 注意事項

- (1) 学則第15条に規定する修業年限の期間を超えて在学している場合は、免除の対象としません。ただし、休学期間はこれに算入しません。
- (2)審査の過程で提出書類では状況が判断できないときは、事情の聴取及び事情の確認できる書類の追加提出を求めることがあります。
- (3) 書類は郵送でも受け付けます。ただし特定記録郵便等、配達記録が残る方法で提出してください。

4 提出書類一覧

		①	2	3	4						
		授業料免除 (兼徴収猶 予)申請書	世帯全員(※1) の住民票	学資負担者の課 税証明書(※2)	その他						
í	全額免除申請者	0	0		〇:生活保護受給証明書						
半	経済的要因	0	0	0							
額	申請期日前6力				○:申請内容を証明するもの						
免	月以上の疾病、生	0	0	0	○ . 中間内存を証明するもの (※4)						
除	業不振				(※4)						
申	申請期日から6				〇:申請内容を証明するもの						
請	カ月以内の被災		O		(※4)						
者	外国人留学生	0	○ (※3)	○ (※3)	〇:母国証明書の日本語訳						

- ※1:世帯全員とは学資負担者と同一生計の世帯全員を指します。
- ※2: 課税証明書の提出対象者は学資負担者です。専業主婦や無職の場合も必要です。 学資負担者が単身赴任等により別居している場合も提出してください。
- ※3:母国で発行される公的書類及び日本の証明書を取得してください。未提出の場合は申請を認めません。
- ※4:雇用保険受給証明書や、り災証明書等になります。申請を考えている方は学生支援グループまで 事前相談に来てください。

各書類の提出スケジュールは裏面を参照してください。

【在学生】授業料減免スケジュール

〇平成30年度前期授業料減免申請書の受付期間は2月5日(月)から3月13日(火)午後5時

〇平成30年度前期授業料追加提出書類受付期間は6月18日(月)から7月20日(金)午後5時

		2月	3月	4月	5月		6月	7月			8月	9月	10月
授業料徴 収・減免全 体日程		前期授業料減免受付		前期授業料納 入日【26日】 注1			前期授業料減免 <u>追加</u> <u>書類</u> 受付 後期授業料減免受付			前期授業料減免 非該当者の残額 納入日【26日】 注1			後期授業料納入 日【26日】 注1
前期	全額免除	授業料免除(兼徴収猶 予)申請書①と <u>添付書</u> <u>類(②と④)</u> の提出	授業料免 除の判定 審査→結 果通知	成績要件の非 該当者は半額 納入									
	半額免除	授業料免除(兼徴収猶 予)申請書①の提出 ※失業や災害による 減免申請は②~④も 合わせて提出。 注2		半額納入 注 2			追加書類の提出	(②と③)	除の	料免判定無無知	非該当者 は残額納 入		
後期	全額免除						授業料免除 (兼徴収 猶予)申請書①と <u>添</u> 付書類 (②~④)の 提出 ④は該当者のみ ◆前期申請者かつ追 加書類を提出したも のは、後期申請は① のみ提出					授業料免除 - の判定審査	成績要件の非該 当者は半額納入
	半額免除											→結果通知 (中下旬)	結果通知に従っ た授業料を納入

※表中の○番号の提出書類について

- ①:授業料免除(兼徴収猶予)申請書 ②:学資負担者と同一生計の世帯全員の住民票 ③:学資負担者の課税証明書 ④:その他
- 注1)納入期限日が土・日曜日にあたるときは、翌営業日が納入期限となります。
- 注2) 半額納入日4月26日に納入できない場合は①授業料免除(兼徴収猶予)申請書と一緒に別途、徴収猶予申請書(添付書類も添えて) を期限内(2月5日(月)から3月13日(火)午後5時)に提出してください。